

令和元年11月22日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和元年11月22日(金)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 審査事項

議案第9号 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 5 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

委員長	小谷	博徳	副委員長	石橋	佳枝
委員	三鴨	秀文	委員	中田	利幸
委員	柘	康弘	委員	井藤	稔
委員	杉谷	洋一	委員	上原	二郎

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	神庭	千秋	事務局次長兼総務課長	三上	洋
事務局総務課長補佐	林原	昭夫			

~~~~~

## 事務局の職員

書記長 針田 智子 書記 堀尾 周作

~~~~~

1 開 会

(午後2時35分)

○**神庭事務局長** 事務局長の神庭です。おそろいのようにございますので、早速始めさせていただきたいと思いますが、本日の総務・消防常任委員会でございますが、議会閉会中の9月1日の委員改選後、初めての委員会でございますので、正副委員長ともに空席でございます。委員長が互選されるまでの間、組合議会委員会条例第8条第2項の規定によりまして、年長の委員でございます小谷委員に臨時委員長をお願いしたいと思っております。それでは小谷委員、よろしくお願ひします。

○**小谷臨時委員長** ただいま、条例によりまして、年長議員ということで御指名をいただきました。小谷でございます。委員長が互選されるまでの間、私の方が臨時委員長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして一方ならぬ御協力をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。それでは、これより総務・消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

### 2 委員長の互選

○**小谷臨時委員長** 早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思っております。まず、委員長の互選について、事務局から説明をお願いします。

○**神庭事務局長** はい、委員長。

○**小谷臨時委員長** 神庭事務局長。

○**神庭事務局長** 座って御説明させていただきます。組合議会委員会条例第7条第2項によりまして、正副委員長は委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてこられております。以上でございます。

○**小谷臨時委員長** ただいま、事務局より、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられたという経緯があるという報告を受けました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。

○杉谷委員 委員長。

○小谷臨時委員長 杉谷委員。

○杉谷委員 小谷委員を推選したいと思います。

○小谷臨時委員長 ただいま、委員長に私、小谷を推選する旨の声がありました。小谷を委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 御異議がないようですので、小谷を委員長の当選人とすることに決しました。同席ですが、一言、挨拶を申したいと思います。ただいま委員長に御推選をいただきました。委員会の円滑な運営と圏域住民の付託に応えるべく、本組合委員会の充実に誠心誠意努めてまいる所存でございます。委員の皆様方の力強い御協力をいただきまして、この会を運営していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

~~~~~

3 副委員長の互選

○小谷委員長 それでは次に、日程3の副委員長の互選を行いたいと思います。まず、副委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○神庭事務局長 はい、委員長。

○小谷委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 過去の例で申し上げますと、副委員長は、米子市議会選出の委員が務めてこられたという経過がございます。以上でございます。

○小谷委員長 ただいま、事務局から、副委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経過があるとの報告がありました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○三鴨委員 はい、委員長。

○小谷委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 副委員長に石橋委員を推選いたします。お願いいたします。

○小谷委員長 ただいま、石橋委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議がないようですので、石橋委員を副委員長の当選人とする

ことに決しました。石橋副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○石橋副委員長 ただいま御推選いただきました石橋です。西部広域の住民にとって役に立つ仕事をするために頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 4 審 査 事 項

**○小谷委員長** 引き続き、日程4、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案3件について、順次審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配布しております日程のとおりでございます。では最初に、議案第9号「鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

**○三上事務局次長** 委員長。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 座りまして失礼いたします。議案第9号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、御説明いたします。まず、資料のほうでございますけれども、資料が議案概要、それから議案。もう一枚、議案第9号の参考資料、一枚ものがございますけれども、そちらの3種類となりますので、よろしくお願いいたします。まず初めに、会計年度任用職員制度でございますけれども、地方自治体で臨時職員、非常勤職員の方が増加し、地方行政の大きな担い手となっております中で、適正な任用や勤務条件を確保するため、平成29年に地方公務員法及び地方自治法が改正され、来年の4月から非常勤職員にかわりまして、新たに制度が導入されるものでございます。そういたしますと、議案概要の1ページを御覧ください。制定理由でございますけれども、会計年度任用職員の給与等につきましては、条例によって規定することとされているため、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。まず、条例の制定にあたりまして、制度の運用につきまして検討を行っておりますので、給与の部分につきましてのみ簡単に御説明いたします。資料のほうは参考資料を御覧ください。まず、1番の「制度導入案」でございますが、現在本組合では23人の非常勤職員を雇用しておりますが、令和2年度は、21人の会計年度任用職員の短時間勤務職員、週30時間でございますけれども、こちらを雇用する予定としております。所属別の人数につきましては、下表のとおりでございます。次に、2の「給与水準案」でございますけれども、(1)の「給料または報酬」につきましては、裏面の上のところに表をつけておりますけれども、一般行政職給料表の1級を基準に設定をいたしております。基礎額は、1級1号給といたしまして、学歴に応じて設定をし、上限は25号給というふうにしてお

ります。短時間勤務職員の報酬につきましては、1週間当たりの勤務時間数30時間に換算をして設定をさせていただいたところでございます。(2)の「期末手当」は、正規職員と同等の年間2.6月の支給割合とし、(3)に書いております通勤手当につきましても、正職員と同等というふうにしております。続きまして、資料が変わりますけれども、条例案について御説明をさせていただきます。議案のほうになりますけれども、4枚目をお開きいただけますでしょうか。ページが1番というふうにご覧いただけます。条文の詳細説明につきましては割愛をさせていただきますけれども、まず、第2条で給与の種類ということを規定してございまして、第1号が会計年度任用職員のフルタイム職員の規定でございまして、第2号が短時間勤務職員の規定ということになっております。ページをおはぐりいただきまして、第5条、2ページ目の第5条からフルタイム職員の給料、手当についての規定というふうになってございまして、これが5ページ目の第17条までがフルタイム職員の規定という形になっております。次の第18条からは、短時間勤務の職員の報酬、それから期末手当等についての規定となっておりまして、こちらにつきましては、ページをおはぐりいただきました10ページの第26条までが短時間勤務職員の規定というふうになってございまして、11ページの27条から29条につきましては、給与の特例ですとか、費用弁償についての規定ということになっております。なお、この条例につきましては、組合の正規職員の場合と同様に、米子市の条例をベースに作成をいたしておるところでございます。最後に、本条例の施行期日でございますけれども、令和2年4月1日というふうにしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○小谷委員長** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

**○石橋副委員長** はい。

**○小谷委員長** 石橋委員。

**○石橋副委員長** いただきました参考資料の1ページ目、2ページ目を見ますと、このたび、この会計年度任用職員の導入をなさって、人員が2人減ることになっております。この2人減るというのは、1ページ目の表を見ますと、浄化場の統合によって1名増やしたり、あるいは白浜がなくなるということの中で、人員の2名減というふうなことが出ているわけですね。そのことの内訳というのをもうちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、まあ一つずつにするかな。はい、まずそれをお伺いします。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 今の、来年の4月1日に雇用する予定の会計年度任用職員、短時間勤務職員ですけれども、今年度と比較して2名減ということで、その理由についてお尋ねがございました。先ほど石橋委員さんがおっしゃいましたように、

来年度、現在西部広域が米子浄化場と白浜浄化場の2カ所でし尿の処理をさせていただいておりますけれども、先ほどお話がありましたように、来年の4月1日から米子浄化場に統合しまして1施設になる関係がございまして、その職員の定数を変更する中で、非常勤職員を1名減らすということになりましたので、来年度、会計年度任用職員として浄化場に雇用する職員が1名減というふうになったものでございます。もう1人につきましては、資料のこの表の一番下でございますけれども、消防局の予防課のほうに、現在、火薬類等の許可の事務を行っている形で非常勤職員を配置しておりますけれども、この事務がですね、許認可を扱う事務でございまして、会計年度任用職員に移行する際、ちょっと職の整理といたしますか、する関係で、本来は非常勤職員にそういった許認可をといるところの整理をかけた関係でですね、会計年度任用職員につきましては、ではなくて、備考欄に書いておりますけれども、再任用職員でこの事務を行うということの考えから2名減というふうにさせていただいたものでございます。以上でございます。

○石橋副委員長 済みません。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋副委員長 はい、その再任用職員の方は、この会計年度任用職員、短時間ではなくて、別枠の、っていうことになるんですか。

○三上事務局次長 はい。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 会計年度任用職員と再任用職員、また、何といたしますか、職の区分けが違いますので、別枠ということになります。

○石橋副委員長 別枠。

○三上事務局次長 はい。

○小谷委員長 ほかに。

○石橋副委員長 はい、もう一つ。済みません。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋副委員長 はい、2ページ目です。このページ目の上の表の、下の説明文を読みますと、一部職種、浄化場運転員、リサイクルプラザごみ投入監視員、リサイクルプラザ再生工房管理運営員。この人については、上限号給付となった場合でも年収ベースで約3万3,000円の減額となるというふうに書いてあります。賞与は、伺いましたところ、少し率がアップ、会計年度任用職員になることによって率がアップするというふうに聞いておりますが、そうしますと、要するに月収がかなり減るということに。要するに報酬が上がったとしても、全体で年間の収入が減るといのは、月収がまた減っていくということでもあると思うんですが、なぜそれは減らされる。今の給与の水準を保つとか、あるいは少しでもアップできるようなことにならなかったのか、っていうことを伺いたと思います。

○三上事務局次長 はい。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、御質問いただきました、一部職種によりまして年収ベースで約3万3,000円ですけれども、減額になるということについてのお尋ねでございまして、これにつきまして、現在、非常勤職員ということで、表の一枚目のところに表をつけておりますけれども、これだけの職種の方につきまして、それぞれ非常勤職員をお願いさせていただいておりますけれども、この非常勤職員さんの報酬につきまして組合のほうでは、それぞれの職種に応じて金額が設定をされていたというところでもございました。その金額設定を今回、会計年度任用職員制度を導入する際にあたりまして、再度、検証しましたけれども、その明確な現在の非常勤職員の報酬額というところが、ちょっと明確な基準がなかったということの中で、再度、この制度を導入するにあたりまして検討をいたしました結果、先ほど御説明をいたしましたように、学歴区分に応じてその給与の格付けを変えますけれども、職種におきましては差をつけることなく、会計年度職員としての統一ということで導入させていただいたものでございまして、こちらにつきましては、既に職場のほうを通じまして説明をさせていただきまして、職員の皆さんのほうには御理解をいただいているものというふうに考えております。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○上原委員 委員長。

○小谷委員長 上原委員。

○上原委員 職員の方には既に説明して、多分納得しているということだと思いますが、ちょっとわかりにくいんで確認といいますか、少しお聞きしたいんですが。年収ベースで一部減額ということは、一般の方は大体同じ金額、今とね。ということなのか、2名減の中で、5年後には176万6,000円の減額ということは、社会保険料等々、そういうことの手当なんかを含めると、実質的には総額としては個人に渡る、給料ではないんですが保険とか年金とか、そういうのを緩めるとうまくいくというふうに読めるんですが、そういう理解でよろしいんですか。

○小谷委員長 林原事務局総務課長補佐。

○林原事務局総務課長補佐 失礼します。先ほど、後段のほうの御質問で、裏のページの2の(4)の、総額の推移の御質問が1点あったかと思うんですけれども、こちらのほうは今、23人非常勤職員さんを雇用させていただいておりますが、こちらの職員さんの現在の金額、給料と手当と社会保険料の総額なんですけれども、これを基準に、金額を合計額で比較をさせていただいたものでございまして、説明の中で任用数が最初は2名減となりますので、その時点では414万7,000円のトータル、23人が21人になったことに伴う減額のことを書いてございます。それで今後、会計年度任用職員制度になりますと、会計年度任用

職員さんも、再度の任用された場合には正規職員と同じような形で昇給がござい  
ます。そうしますと、5年間、再度の任用で更新されたことを仮定しまして、そ  
うしますと上限号給に達するような形になるんですけども、そうなった時点でも  
176万6,000円は一応現状と比較して、2名減ということござい  
ますので、減額になるということで、こちらのほうの資料を書かせていただい  
ております。

○小谷委員長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○小谷委員長 続いて、上原委員。

○上原委員 減額の意味はわかりましたが、ちょっとお聞きしたいのは、総額で  
いわゆる何といいますか社会保険料等々を入れると、現在と大体同じというこ  
とでよろしいですか、ということをお聞きしたいと思います。

○林原事務局総務課長補佐 はい。

○小谷委員長 林原総務課長補佐。

○林原事務局総務課長補佐 個人ごとの方の金額でよろしゅうござい  
ますでしょうか。

○上原委員 そうです、そうです。

○林原事務局総務課長補佐 個人の方の金額につきましては、先ほど石橋委員  
さんのほうからもちょうと御質問がありましたが、こちらに書いてある一部の職  
種以外の職員につきましては、現行の給料額から、新しい給料表のちょっと低い  
額のところに月給を設定させていただきます。今回移行されます方につきましては、  
そうしますと、その方々については期末手当のほうは2.6カ月ということで、  
ちょっと率が増えますので、その部分で若干増えるような形になります。です  
ので、本給の月給のほうもほぼ変わらない額で設定させていただいて、あとは期  
末手当の相当部分だけ、こちらの一部職種の職員以外は増えるというように設  
定をさせていただく予定としております。以上でございます。

○上原委員 はい、わかりました。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 はい、井藤委員。

○井藤委員 ちょっと、2点ほどちょっと聞かせていただきたいと思います。ま  
ず、第2条の関係ですけども。第2条なんですけど、給与の種類ということで書  
いてありますけども。この中で、こういう会計年度任用職員というそういうのが  
できたわけですけども、いわゆる一般職の職員の方と、この会計年度任用職員  
の方とのどれだけの違いがあるというふうに考えたらよろしいでしょうか。簡単  
で結構ですので、1点はそれですね。それともう一つがですね、第9条の関  
係ですけども。給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用するとい

うことで特殊勤務手当の関係になっておりますけども、これ、適用できるわけですが、具体的にはどのような職種の方が想定されておりますでしょうか。

○小谷委員長 2点でいいですね。

○井藤委員 はい、結構です。

○三上事務局次長 はい。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 恐れ入ります。ちょっと、最初の御質問の違いというところなんですけど、違いといいますのは、ここに書いております手当、給与とか手当の関係の違いという。

○井藤委員 いや。どれだけの、まあ…。

○小谷委員長 一般職と会計年度任用職員…。

○井藤委員 一般職と会計年度任用職員との違い。大きな違いといたら何でしょうか。

○林原総務課長補佐 はい。

○小谷委員長 はい、林原総務課長補佐。

○林原総務課長補佐 このたび新しく、地方自治法、公務員法が改正になりました、新しくこの会計年度任用職員という職が整備されました。一番大きな違いといたしましては、我々正規職員といたしましては、いわゆる常時勤務を要する職という区分けになっております。会計年度任用職員の方につきましては、非常勤の職。勤務時間はフルタイムの方もございますけれども、一応、正規職員の常勤勤務を要する職員と、会計年度任用職員は非常勤の職ということで、まず大きな区分けが一つございますのと、あともう1点につきましては、業務内容がどうしても正規職員がやる業務といいますのは、先ほどもちょっと若干説明もありましたが、権力的な業務ですとか、そういった業務内容をするような形になるんですけども、そういった業務は、会計年度任用職員にはそういった業務は従事させれないというような形で職の区分がされております。

○井藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○小谷委員長 もう1点。

○三上事務局次長 はい。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 2点目の御質問で特殊勤務手当の関係でございます。まず先ほどお尋ねのありました第9条の部分ですけれども、こちらにつきましては冒頭ちょっと申し上げて、説明が足りてなかったかもしれませんが、フルタイム職員についての、まず第9条、規定になっておりますので、今回ちょっと西部広域のほうではフルタイム職員の雇用というものは想定をしておりますので、ちょっと特殊勤務手当の対象となってくるものは、来年の4月の段階では該当がないということになっております。

○小谷委員長 よろしいですか。

○井藤委員 よろしいですか。

○小谷委員長 はい、井藤委員。

○井藤委員 消防のほうに、いわゆる航空、ヘリコプターなんかがあるかどうか  
ようわからんですが、そういうようなことでひよっとしたら特殊勤務手当が入っ  
とるのかなあというふうに、私理解したんですけども。どうでしょうか、その点  
は。

○三上事務局次長 済みません、しばらくお待ちください。

○井藤委員 後で結構です。後で教えてください。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と声あり〕

○小谷委員長 よろしいですか。井藤委員、後で届けでよろしいですか。

○井藤委員 はい、結構です。

○小谷委員長 じゃあ、別にないようですので、井藤委員の今の質問につきまして  
は後で御返事をいただくということで、質疑を終結したいと思います。これよ  
り討論に入ります。採決に向けて、皆さんの御意見をお願いいたします。

○石橋副委員長 はい。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋副委員長 私は、やはり正規職員を増やすべきだというふうに思っており  
まして、よほど短期間で限定しているような仕事に当る人、あるいは短期間の勤  
務内容しかない人であれば、本当にそれに限って非常勤職員、臨時職員というも  
のが置かれるべきであって、そうでない、ほぼ毎日仕事があるような方は正規の  
職員であるべきだというふうに思っております。その観点で、特にこのたび非常  
勤という方のうちで3種の職の人が、この制度が変わるということによって実際  
には賃金が下がると、不利益を得てしまうという制度には賛成できませんので、  
私は。会計年度任用職員というのが、今その流れだということは存じております  
が、米子でも9月の議会で論議がされましたが、米子市の場合は若干給料が上  
がるっていうふうになっております。短期の人も。と、短期じゃない人も任用職員  
ですから。そういうことも考えまして、この条例案には賛成できないということ  
であります。

○小谷委員長 反対の討論がありました。賛成の討論ありませんか。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 先ほど申しましたけども、給与の種類等、ここの2条の関係を見たり  
すると、本当に一般職の方と全く同じように、いわゆる処遇が改善されるとい  
うことだろうなというふうに理解しております。それともう一つは、実態から申  
しますと大体日吉津村などは、正規職員といわゆる非常勤職員の方がおおむね

半々なんですよね。だから、そういう意味では、本当に力はあるけど、仕事はできるけども、やっぱり、いわゆる非常勤職員ゆえに十分処遇されてないという部分がありますので、こういう形でこの制度が徹底されれば、非常にいい形で運営をしてもらえるのではないかと私は思います。そういう意味で、ぜひ賛成したいと思います。

**○小谷委員長** はい、これで討論を終わりたいと思います。これより、本件につきまして採決を行いたいと思います。採決は挙手をお願いしたいと思います。それでは、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手…三嶋委員、中田委員、柘委員、井藤委員、杉谷委員、上原委員〕

**○小谷委員長** 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第10号「鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

**○三上事務局次長** 委員長。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 議案第10号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。資料のほうは、議案概要と議案の2種類ということになります。初めに、議案概要の1ページを御覧ください。下の部分でございます。改正理由でございますけれども、この条例は会計年度任用職員制度の創設に伴うものでございまして、会計年度任用職員のうち、フルタイムの職員は公表の対象というふうになりますけれども、短時間勤務職員は公表の対象から除かれるということでございますので、公表の対象を明らかにする改正を行うものでございます。改正内容につきましては、議案書のほうでございます。先ほどの続きのページになりますけれども、前から10枚目になりますけれども、10枚目の裏面に横書きの表をつけております。そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。第3条、報告の事項の中で、この公表の対象の定義を規定しておりますけれども、右側の改正前は、「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員を除く」というふうにしてございますけれども、これは再任の短時間勤務職員のことを指してございまして、これを除いた非常勤職員、それから臨時職員を公表の対象外としているものでございます。現在のこの規定では、公表の対象となりますフルタイムの会計年度任用職員が、公表の対象外となりますことから、左側の改正後でございますけれども、こちらに書いております下線の部分でございます。「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く」というふうに書いてございますけれども、この部分が会計年度任用職員のフルタイム職員を指す部分でございますけれども、この条文を追加をいたしまして、フルタイムの会計年度任用職員については、除外する規定から除いて公表の対象とするというものでござ

ございます。なお、この表記につきましては、地方公務員法第58条の規定に合わせたものということでございます。最後に、本条例の施行期日でございますけども、令和2年4月1日というふうにしております。説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

**○小谷委員長** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○小谷委員長** はい。ないようですので、質疑を終わります。これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○小谷委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員。よって本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第11号「鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 議案第11号の説明をさせていただきます。資料のほうは、先ほどと同様でございます。議案の概要と、議案の2種類でございます。まず初めに、議案概要の2ページの上の部分でございます。改正理由でございますけども、令和2年4月1日に施行されます地方公務員法の改正に伴いまして、全ての公務員は一般職と特別職というふうに分けられますけれども、このたび導入をされます会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員として位置づけられることになっておりますため、職員の定数の定義を明らかにするために改正を行うものでございます。改正内容につきましては、恐れ入りますが、議案のほうになります。先ほどの続きのページのまた裏面になります。17枚目ぐらいになりますけれども、横書きの表を御覧ください。まず、右側の改正前におきましては、第1条で定数の定義について規定をしております、「一般職の職員の定数に関し」というふうに定義をしておりますことから、現行の条例では、一般職である会計年度任用職員はフルタイムも短時間勤務職員も定数に含まれるということになります。したがって、改正後の左の部分でございますけれども、第1条の部分の、済みません、下線がいっぱい引っ張ってありますが、4行目から5行目の部分でございます。一般職に属する職員から、括弧書きで（臨時又は非常勤を除く）というこの部分を加える改正を行って、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員を定数から除くということで適正な定数の定義というふうにするものでございます。最後に、本条例の施行期日でございますけども、こちらも令和2年

の4月1日ということでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷委員長 はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 討論がないようですので、討論を終結します。これより、本件について採決をいたします。本件について原案のとおり可決することに賛同をされる方は挙手をいただきたいと思います。挙手全員。よって本件は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

5 閉 会

○小谷委員長 これをもって、総務・消防常任委員会を閉会いたします。御協力に感謝をいたします。ありがとうございました。

(午後3時13分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任臨時委員長

総務消防常任委員長

小谷 博徳